関係機関との連携

令和6年度　厚生労働省
「就労選択支援に係るマニュアル等の開発及び研修実施に向けた試行的調査等業務」

目次

1. はじめに
2. 多機関連携について
3. 地域の社会資源と地域アセスメントの視点
4. ケース会議の開催と具体的な連携方法
5. まとめ

1. はじめに

獲得目標と科目概要

獲得目標

① 就労選択支援の基本プロセスにおける多機関連携の目的や方法を理解する。
② 地域にある社会資源を知り、役割を理解する。
③ ケース会議を開催する際の目的、進め方、留意点を知り、関係機関との連携ポイントを学ぶ。

科目概要

① 就労選択支援の基本プロセスにおける多機関連携の必要性について
② 地域の社会資源の役割と地域アセスメントの視点
③ 関係機関との連携の際に必要となる考え方
④ ケース会議の方法、進め方について基本的な姿勢について

2. 就労選択支援の
基本プロセスにおける多機関連携

多機関連携とは

- 「多機関連携」とは、複数の支援機関や関係者が協同し、それぞれの専門性や資源を活用して支援を行う仕組みや取り組みのこと

- 多機関連携の目的
  - 本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるために
  - 本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するために
  - 選択支援事業終了後においても、就労ニーズや能力等の変化に応じた選択が可能となるために

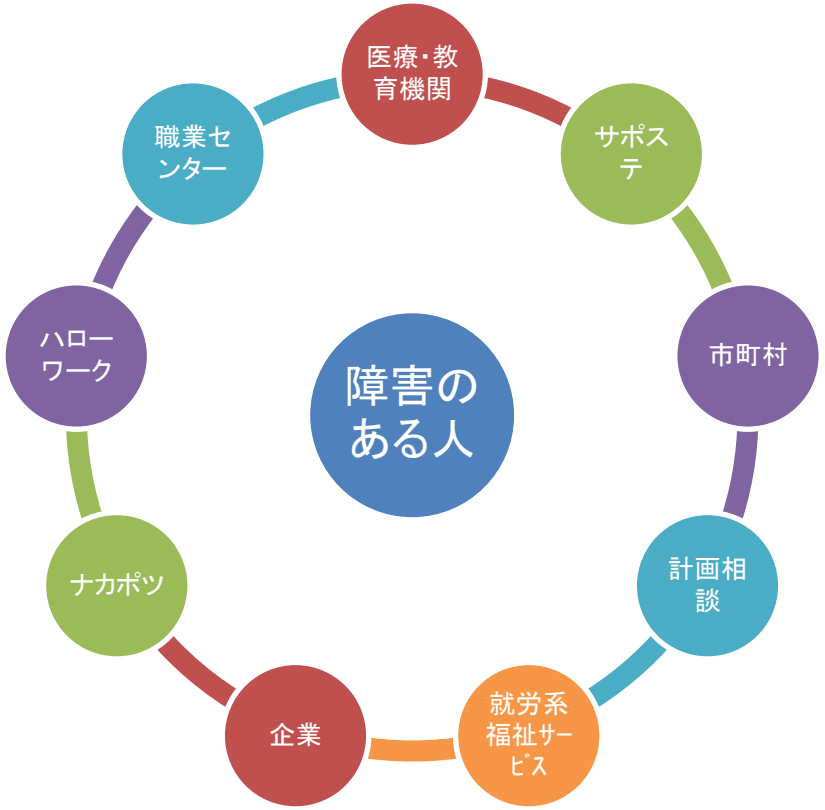

厚生労働省　資料

就労選択支援における各機関の役割

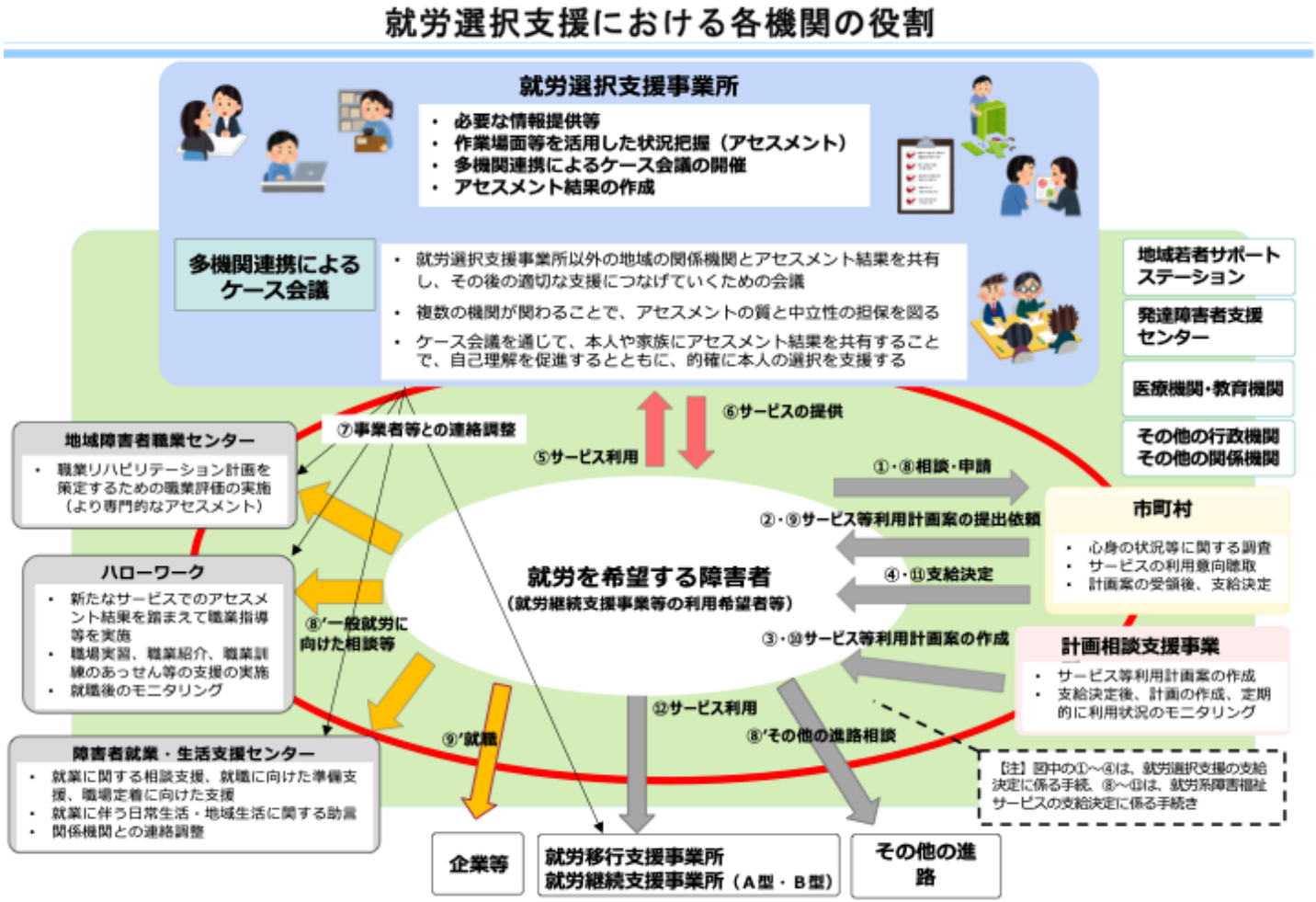

就労選択支援の基本プロセスについて

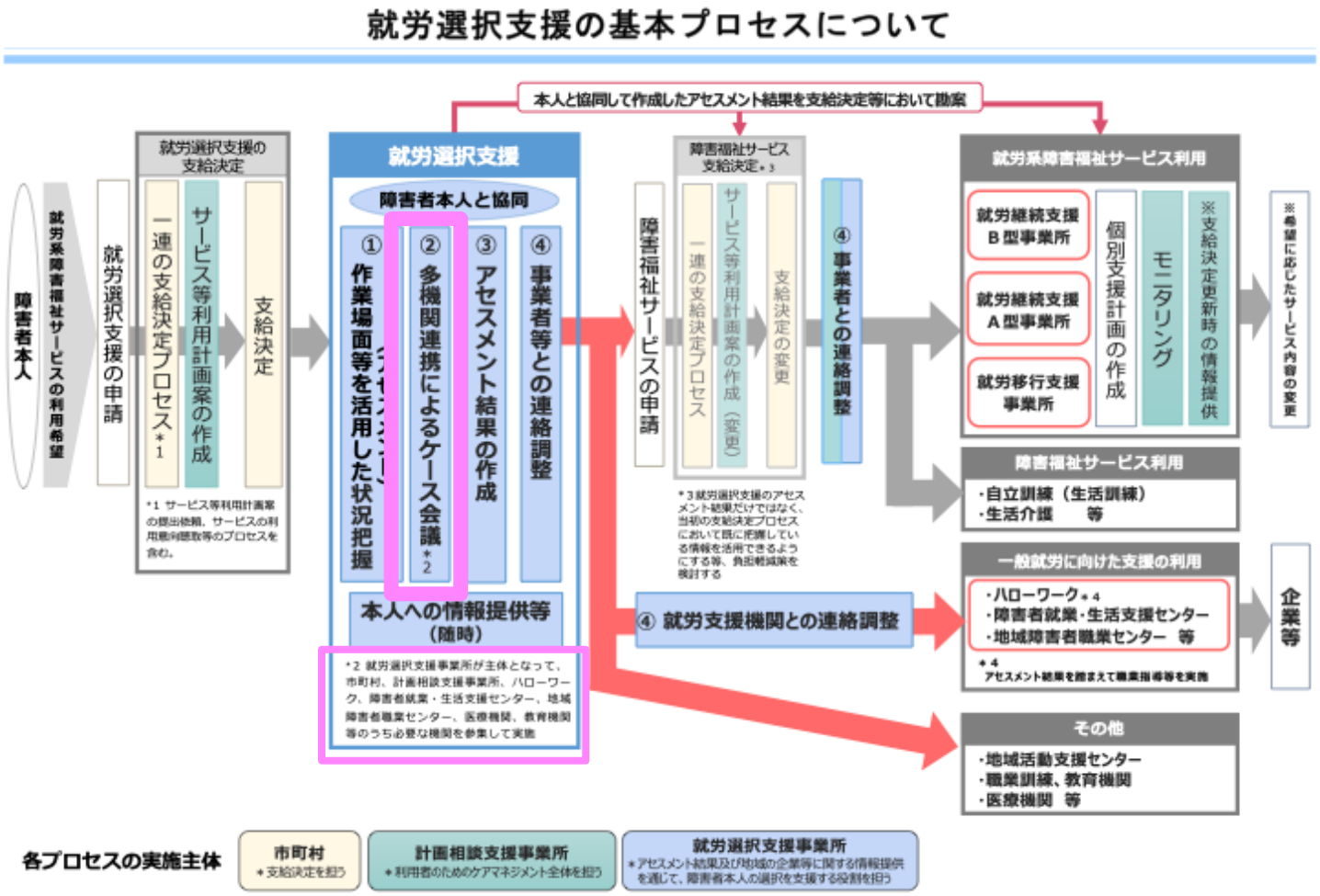

多機関連携のメリット

- 多機関連携のメリット
  - アセスメントの視点を具体的に理解できる
  - アセスメントのスキルについて助言や指導を受けることができる
  - 自機関でできないアセスメントを他機関が担うことで利用者の全体を把握できる
  - 利用者を様々な文脈（家庭、生活面、就業面など）から多面的に理解できる
  - 次のステップへスムーズな移行を支援できる
  - 地域における顔の見える支援体制の構築ができる

出典：前原和明（編著）
アセスメントを介した多機関連携のための実践事例集
2022年度・厚生労働科学研究費補助金（障害者政策総合研究事業）研究成果物
https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001119574.pdf

3. 地域の社会資源と
地域アセスメントの視点

地域の社会資源とは？（個人ワーク）

- あなたの地域には、どのような社会資源がありますか？
- ハローワーク等の就労支援機関、福祉サービスに限らず、「社会資源」として連携できるものをできるだけたくさん書いてみてください。

社会資源とは

- フォーマルな資源は、法律や行政の枠組みに基づいて提供される公的な支援や制度、福祉サービスなどのこと
  - ハローワーク
  - 市役所
  - 地域障害者職業センター
  - 障害者就業・生活支援センター
  - 就労移行支援事業所・就労継続支援事業所
  - 若者サポートステーション
  - 発達障害者支援センター、相談支援事業所、グループホームなど

- インフォーマルな資源は、公的ではないものの、地域社会や個人の関係性、ネットワークを通じて得られる支援のこと
  - 家族や友人
  - 地域のボランティア団体や支援グループ
  - 当事者団体やピアサポート
  - 地域の祭りや交流活動など、社会参加の機会を提供する非公式な場

就労支援機関

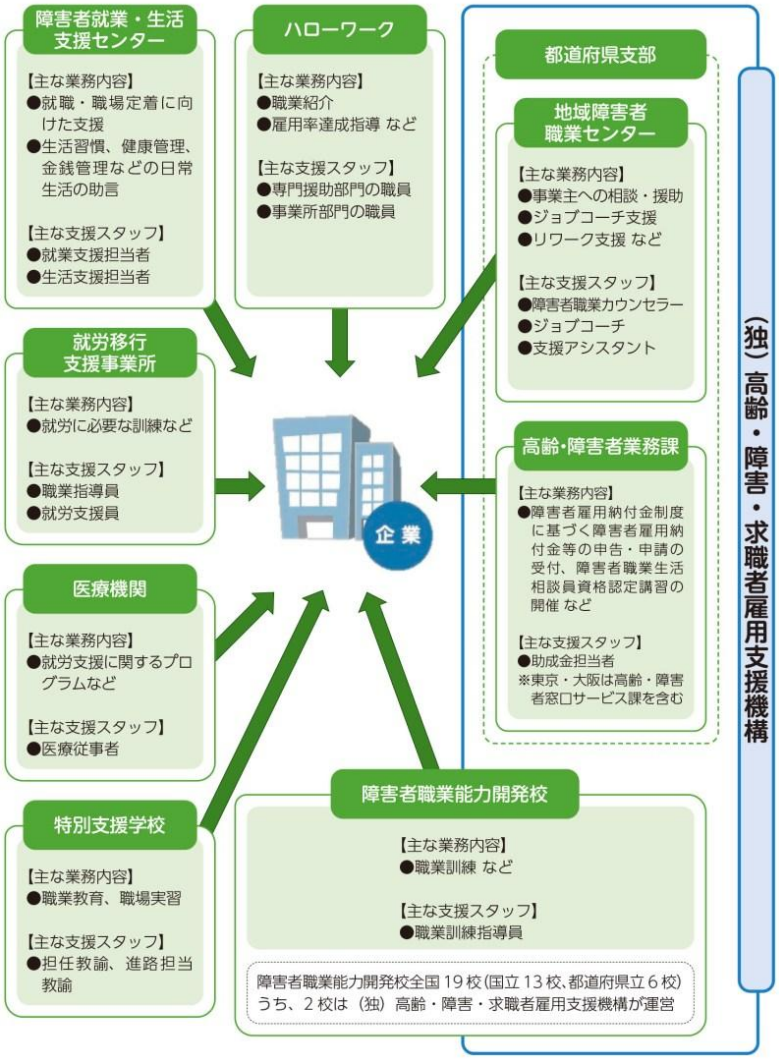

＜ハローワーク＞
（主な業務内容）
・職業相談・職業紹介
・障害者向け求人の確保
・雇用率達成指導
・雇用率達成指導と結び付けた職業紹介
・職場定着・雇用継続の支援

＜地域障害者職業センター＞
（主な業務内容）
・相談・援助
・ジョブコーチ支援
・リワーク支援（職場復帰支援）
・障害者雇用支援人材ネットワーク事業

出典：
はじめての障害者雇用～事業主のためのQ＆A～「6．就労支援機関」
https://www.jeed.go.jp/disability/data/handbook/index.html

厚生労働省　資料

障害者就業・生活支援センターについて

障害者の身近な地域において就業面と生活面の一体的な相談・支援を行う
「障害者就業・生活支援センター」を設置（令和６年４月現在　337センター）

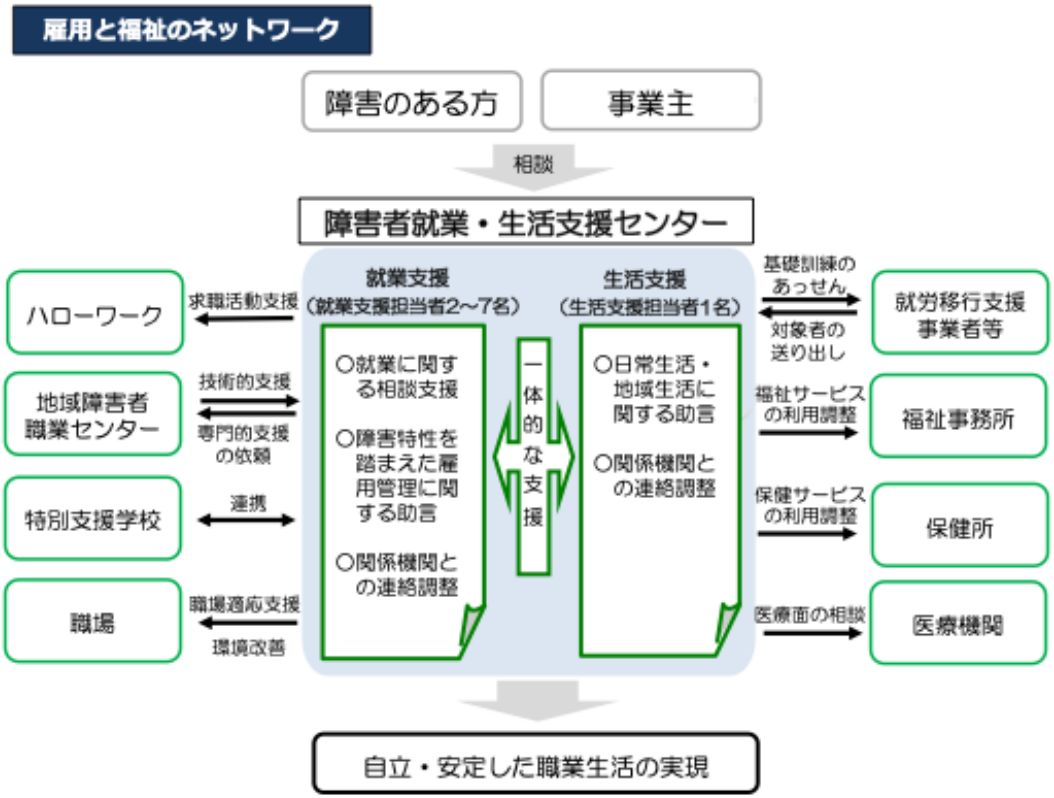

業務内容

就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害のある方に対し、センター窓口での相談や職場・家庭訪問等を実施します。

＜就業面での支援＞

○就業に関する相談支援
- 就職に向けた準備支援（職業準備訓練、職場実習のあっせん）
- 障害者の特性、能力に合った職務の選定
- 就職活動の支援
- 職場定着に向けた支援

○障害のある方それぞれの障害特性を踏まえた雇用管理についての事業所に対する助言

○関係機関との連絡調整

＜生活面での支援＞

○日常生活・地域生活に関する助言
- 生活習慣の形成、健康管理、金銭管理等の日常生活の自己管理に関する助言
- 住居、年金、余暇活動など地域生活、生活設計に関する助言

○関係機関との連絡調整

出典：障害者就業・生活支援センターについて（厚生労働省）
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_18012.html

障害福祉サービスについて

■ 障害福祉サービスに係る自立支援給付等の体系

※表中の者は「障害者」、児は「障害児」であり、それぞれが利用できるサービスです。

1 介護給付

① 居宅介護（ホームヘルプ）者児	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
② 重度訪問介護 者	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援、入院時の支援などを総合的に行います。
③ 同行援護 者児	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
④ 行動援護 者児	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
⑤ 重度障害者等包括支援 者児	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
⑥ 短期入所（ショートステイ）者児	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
⑦ 療養介護 者	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
⑧ 生活介護 者	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
⑨ 施設入所支援（障害者支援施設での夜間ケア等）者	施設に入所する人に、夜間や休日に、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

2 訓練等給付

① 自立訓練 者	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。機能訓練と生活訓練があります。
② 就労移行支援 者	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
③ 就労継続支援（A型=雇用型、B型=非雇用型）者	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 雇用契約を結ぶA型と、雇用契約を結ばないB型があります。
④ 就労定着支援 者	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。
⑤ 自立生活援助 者	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います。
⑥ 共同生活援助（グループホーム）者	共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている方には介護サービスも提供します。 さらに、グループホームを退居し、一般住宅等への移行を目指す人のためにサテライト型住居があります。

3 相談支援

① 計画相談支援 者児	サービスの内容についての詳細は、8ページをご参照ください。
② 地域移行支援 者	
③ 地域定着支援 者	

4 地域生活支援事業

① 移動支援	円滑に外出できるよう、移動を支援します。
② 地域活動支援センター	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進を行う施設です。
③ 福祉ホーム	住居を必要としている人に、低額な料金で、居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行います。

■日中活動と住まいの場の組み合わせ

入所施設のサービスを、昼のサービス（日中活動事業）と夜のサービス（居住支援事業）に分けることにより、サービスの組み合わせを選択できます。
利用者一人ひとりの個別支援計画を作成して、利用目的にかなったサービスが提供されます。

日中活動の場
以下から、1ないし複数の事業を選択
- 療養介護※
- 生活介護
- 自立訓練（機能訓練・生活訓練）
- 就労移行支援
- 就労継続支援（A型=雇用型、B型=非雇用型）
- 地域活動支援センター（地域生活支援事業）

プラス

住まいの場
- 障害者支援施設の施設入所支援
- 又は
- 居住支援（グループホーム、福祉ホームの機能）

※療養介護については、医療機関への入院とあわせて実施

出典：障害者総合支援法のサービス利用説明パンフレット（社会福祉法人全国社会福祉協議会）

不足する社会資源を想像する視点

- ニーズの明確化と可視化
  - 現状の課題や必要とされているサービス・支援を具体的に把握
  - 「何が不足しているのか」「どのような社会資源があれば解決できるのか」を明確にする
- 既存の社会資源の整理と評価
  - 既存の社会資源をリストアップし、機能や役割、強みと弱みを整理
  - 不足している機能を検討し、新たな社会資源のアイデアを想像
- 多様なパートナーシップの視点
  - 福祉分野だけでなく、教育機関、企業、行政、地域等の連携を模索
- 長期的視点と地域における共生社会のビジョン
  - 短期的な問題解決にとどまらない
  - 地域全体で障害のある人が働きやすい環境づくりを目指すビジョンを共有し、地域社会全体の理解と協力を考えていく

4. ケース会議の開催

ケース会議の目的

- ケース会議とは
  - 就労選択支援事業所以外の地域の関係機関等とアセスメント結果を共有し、その後の適切な支援につなげていくための会議

- ケース会議の目的
  - 利用者の意思の尊重
  - 情報共有と現状把握
  - 課題の整理と分析
  - 支援方針(計画)の検討と合意
  - 多職種連携の強化

- **複数の機関が関わることで、アセスメントの質と中立性の担保を図る**
- ケース会議を通じて、本人や家族にアセスメント結果を共有することで、自己理解を促進するとともに、本人の主体的な選択を支援する

家族との連携

- 本人の意思を尊重
  - 本人中心の支援を心がけ、本人の希望や気持ちを尊重する
- 家族のニーズを理解
  - 反対する理由や懸念点があれば丁寧に聴き、共感的に受け止める
- 時間をかけた話し合い
  - 一度の面談で結論を急がず、複数回の話し合いを設定する
- 合意形成を図る
  - 本人と家族が納得できることを段階的に探っていく
- 感情面のサポート
  - 感情的対立を避けるため、まずは傾聴と共感の姿勢を大切にする
- 長期的視点で関係を構築
  - 本人の最善の利益を軸に、家族とも信頼関係を保ちながら調整する

本人の意思を尊重しながらも、家族をパートナーとして尊重する視点が大切

基本的な姿勢、連携の考え方

- 本人中心の姿勢
  - ケース会議の中心はあくまで「本人」
  - 本人が主体的に選択し、意思決定できる環境を整える
- 多機関連携の重要性
  - アセスメントや支援方針の検討において、偏りが出ないよう複数の視点を取り入れ、中立性・客観性を担保
- アセスメント結果の共有と活用
  - 専門的な用語を避け、本人や家族が理解しやすい形でアセスメント結果を共有
- 情報共有とプライバシー保護
  - 本人や家族のプライバシーを保護し、不必要な情報漏洩がないよう注意する
- 連携の姿勢と信頼関係の構築
  - 関係機関同士が上下関係なく対等な立場で意見を出し合い、協力し合う姿勢が重要

ケース会議の進め方（例として）

- ケース会議の進め方
  - 会議の準備
  - 会議の進行
  - 記録の作成
  - アセスメント結果の作成

- 出席者
  - 就労選択支援の支援員
  - 本人、（家族）
  - 多機関の担当職員

- 主な議題
  - 会議の目的・趣旨説明
  - 参加者自己紹介
  - 本人の現状確認
  - 本人のニーズ
  - アセスメント内容の共有
  - 今後の支援方針

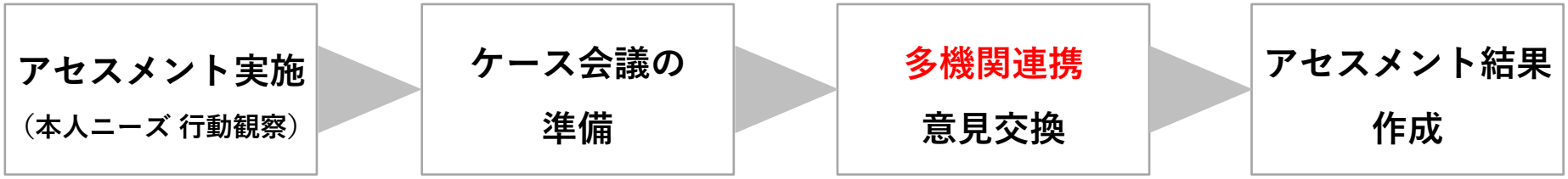

5. 具体的な連携方法（事例）

事例①

アセスメントを活用した本人支援の取組例

釧路市（市、障害者就業生活支援センターを中心に就労アセスメントの実施体制を構築した実践例）

- **釧路市、障害者就業・生活支援センターが中心**となり、地域の関係機関と密に連携を取り、体制を構築。
- アセスメントの際には、**就労支援機関や一般就労の実態について情報提供**し、**事前・事後にケース会議**を実施の上、アセスメント結果として**就労可能性を伝達**。
- 以上の取り組みにより、**就労移行支援の利用に前向きになる事例**があり、**当初B型を希望した生徒のうち、２割程度が卒業後に就労移行支援の利用**に至っている他、能力の向上が見込める利用者には**３年後再アセスメント**を実施している。

アセスメント結果シート

就労継続支援Ｂ型を希望する特別支援学校在学生（知的障害）の事例

事前ケース会議の実施	アセスメントの実施	事後ケース会議の実施	アセスメント結果の伝達	その後の経過
・市主催で事前ケース会議を実施 ・学校は、就労移行支援を経ての就職も可能と見るが、家族は期限なく利用できるＢ型希望、本人は満然と働きたい。 ・アセスメント実施上の留意点を確認	・場所：自宅近くの就労移行支援事業所 ・内容：組立作業、仕分け作業 ・期間：高等部２年次春休みの1週間 本人・家族に、一般就労の実態や、地域の就労支援機関に関する情報を伝達。一般就労に向けて手厚い支援があること、離職してもその後のフォローもあることを説明。	・事前ケース会議と同様のメンバーで、アセスメント状況を共有 ・アセスメントを実施した事業所より、抜擢・職場のルール面での課題はあるが、集中力・理解力はますます、伸びしろはある旨報告。	・市よりアセスメント結果を伝達。今後の伸びしろを踏まえると、就労移行支援を利用する事で一般就労の可能性もある旨伝達 ・相談支援よりＢ型・就労移行支援のメリットデメリットを、就業・生活支援センターより一般就労の現状を情報提供。 ・本人・家族より、将来的な一般就労も踏まえて、就労移行支援も考えてみたい。 ・支援学校より、次回の現場実習を就労移行支援で調整する旨提案。	・就労移行支援事業所で現場実習を実施。 ・本人も卒業後の就労移行支援の利用や、その後の就職に前向きに。 ・卒業後、当該就労移行支援事業所の利用へ。

参集者：市、支援学校、相談支援、就労移行支援、就業・生活支援センター

- アセスメント時に一般就労の現状や、就労支援機関について情報提供し、家族等の不安を払拭
- 複数回関係者間でケース会議を行い、アセスメントの質の担保を図っている。

事例②

アセスメントを活用した本人支援の取組例

鳴門市（就労移行支援の利用の更新時にケース会議を実施した事例）

- **就労移行支援の利用の更新時**に、**市協議会就労支援部会において多機関連携によるケース会議**を実施し、これまでの状況報告と今後の一般就労に向けた取組について、**本人・就労移行支援事業所のプレゼン**に対して、必要な助言を行う。
- このような取組を通じて、今後の支援計画の再検討など、より具体的な一般就労に向けた方策の検討につながり、**就労移行支援の利用を３年に延長した者の就職実績の増加**につながっている。

就労移行支援を利用中（発達障害）で３年目の利用に向けた更新時アセスメントの事例

３年目利用に向けた更新申請	多機関連携によるケース会議の実施		その後の経過
・就労移行支援の２年間の支給決定の期限を迎え、本人より支給決定更新の申請 ・支給決定の更新の審査の参考とするため、市がケース会議の開催へ。	【参集者】本人、就労移行支援事業所、市、就労支援部会コアメンバー（相談支援、他の就労移行支援事業所、ハローワーク、就業・生活支援センター）、職業センター 【本人よりプレゼン】就労移行支援事業所で取組んできた内容、引き続き一般就労に向けて継続したい意向を説明 【就労移行支援事業所よりプレゼン】これまでの支援内容、今後の一般就労に向けた支援計画について説明。スマホの使いすぎ等生活面の課題も大きく、一般就労はまだ早いと考え、これまで職場実習等は未実施。	【意見交換】 ・現状の生活面の課題への対処について、参加者より助言。 ・一方、通所が安定しており、作業面等でも大きな問題はない。実習を行い企業の評価も受けながら、課題への対処を並行してはどうか。 ・まずはハローワークに求職登録を行い、障害者求人も踏まえて実習先の開拓を行ってはどうか。	・ケース会議での検討を踏まえて、支給決定を更新し、就労移行支援を継続 ・ケース会議を経て、本人も一般就労への意欲が増し、早速ハローワークで求職登録。 ・障害者求人を中心に、求人の検討や、職場見学を経て、職場実習を複数回実施。事業所が思うほど企業の評価は悪くなく、生活面の意識付けにもつながった。 ・職場実習の際には就業・生活支援センターも協力し、職場における支援をサポート ・更新後半年ほどで就職。

- ケース会議で事業所等がプレゼンを行う過程で、これまでの振り返りや今後の支援のあり方の見直しができ、本人の意欲にも繋がる。
- ケース会議において、多機関連携による多様な視点から今後の支援のあり方が検討され、今後の支援の選択肢の幅が広がる。
- ケース会議に参加する他の就労移行支援事業所・相談支援事業所にとっても、各事業所での支援の参考や振り返りに繋がる。

6. まとめ

誰のための連携なのか、なぜ連携が必要なのか

- 誰のための連携なのか
  - 利用者（障害のある人）のニーズ把握と課題解決が目的
  - 利用者中心の視点でニーズや目標を共有
  - 具体的なゴール設定 → 支援者間の役割分担を明確化

- なぜ連携が必要なのか
  - 複雑な課題に対応するため、専門性やリソースを補完
  - 切れ目のない支援を実現（例）学校→福祉→企業）
  - 社会全体での支援体制を構築

全体のまとめ

- 「多機関連携」とは、複数の支援機関や関係者が協同し、それぞれの専門性や資源を活用して支援を行う仕組みや取り組みのこと
- 多機関連携の目的
  - 本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するために

- 社会資源には、フォーマルな資源とインフォーマルな資源がある
- 地域の資源を検討する際、不足する社会資源を想像する視点も大切となる

- ケース会議とは
  - 就労選択支援事業所以外の地域の関係機関等とアセスメント結果を共有し、その後の適切な支援につなげていくための会議
- 複数の機関が関わることで、アセスメントの質と中立性の担保を図る

- 就労選択支援全体のプロセスのなかで「本人への情報提供等」が重要になる
  - 本人との協同を通じて、場面に応じた「本人への情報提供」に努め、本人の選択を支援していく。